

自動車税の減免制度のご案内

(障害者手帳減免は除く)

沖縄県では、以下のような自動車税に対する減免制度があります。
減免制度には一定の要件や申請期限が定められていますので、内容をご確認の上、
申請手続きをお願いします。

1 減免制度の種類

減免できる税目

○:全額免除

△:一部減額

【障害者手帳減免】 ※別途しおりをご用意していますので、そちらでご確認ください。		自動車税
(1) 障害者の方のために専ら使用する自動車		○
【構造減免(構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車)】		
(2) 身体障害者等<専用>構造自動車 ……資料1 8ナンバーで、車検証の車体の形状欄が車いす移動車、 身体障害者輸送車、入浴車になっているもの		○
【公益減免(公益のために直接専用する自動車)】		
(3) 社会福祉法人(社会福祉協議会も含まれます)が所有する自動車で ……資料2 一定の要件を満たしているもの		○
(4) 指定教習所が所有する教習用自動車 ……資料3		○
(5) 交通安全協会が所有する運転免許試験用自動車 ……資料4		○
(6) 専ら交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の指導の ……資料5 ために使用する自動車		○
(7) 生活路線を運行する一般乗合用バス車両 ……資料6		○
【その他減免】 ※詳しいことは、自動車税事務所までお問い合わせください。		
(8) 中古商品自動車 中古自動車販売業者の所有する中古商品自動車で、一定の要件を満たして いるもの		△
(9) 国又は地方公共団体に無償で使用させている自動車		○
(10) 災害により自己の所有車につき損害を受けた者で、一定の要件を満たしているも の		△

※1 条件によっては課税免除の適用があります。(根拠規定:県税条例第139条2)

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町1 1 6 - 3 7 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098 - 867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川5 0 0 - 1 0 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1 - 6 - 34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1 - 1 3 - 1 1 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1 1 2 5番地(沖縄 県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重 山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索